

水産政策審議会資源管理分科会
第144回議事録

水産庁資源管理部漁獲監理官付

水産政策審議会第144回資源管理分科会議事次第

日 時：令和8年3月23日（月）13:30～15:45

場 所：航空会館ビジネスフォーラム 701・702号室
（東京都港区新橋1-18-1）

1 開 会

2 議 事

【諮問事項】

諮問第503号 資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の一部変更（資源管理協定の取組の効果の検証及び取組内容の改良等に関するガイドラインの制定に伴う変更）について

諮問第504号 特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和8管理年度における漁獲可能量等の変更等について

諮問第505号 特定水産資源（まだら北海道太平洋）に関する令和7管理年度における漁獲可能量の変更について

【報告事項】

- ・太平洋クロマグロの資源管理について
- ・「漁獲可能量の当初配分及び配分量の融通に関する実施要領」の一部改正について
- ・令和8管理年度のするめいかTAC管理について
- ・国の留保からの配分等について

【その他】

3 閉 会

○漁獲監理官 予定の時刻となりましたので、ただいまから第144回資源管理分科会を開会いたします。

私は、本日の事務局を務めます漁獲監理官の福井です。どうぞよろしくお願ひいたします。

初めに、事務的な御案内です。

会場での御参加の皆様におかれましては、発言の際には事務局でマイクをお持ちいたしますので、挙手していただき、それから御発言をお願いいたします。

また、ウェブ会議で御出席の方におかれましては、Webexのマイク機能をオンにして御発言ください。それ以外のときはミュートの状態にしてください。また、音声途切れることがあるかもしれませんので、その場合は画面の左側にありますチャット機能などで事務局にお知らせください。

次に、委員の出席状況について御報告いたします。

水産政策審議会令第8条第3項で準用する同条第1項の規定により、分科会の定足数は過半数とされております。本日、資源管理分科会委員は、ウェブ出席を含めまして10名中9名の方に御出席いただいております、定足数を満たしておりますので、本日の分科会は成立しております。

また、特別委員はウェブ出席を含めまして13名中10名の方に御出席いただいております。最後に、配付資料を確認させていただきます。

お手元の封筒の中の資料ですけれども、まず議事次第がございます。その後に資料の一覧がございます。

資料の1が資源管理分科会委員・特別委員の名簿。資料2が諮問第503号関係の資源管理基本方針の一部変更に関する資料になります。資料3-1及び3-2が諮問第504号関係のくろまぐろの令和8管理年度の漁獲可能量等の変更等に関する資料になります。資料4が諮問第505号関係のまだら北海道太平洋に関する資料になります。資料5-1から5-5まで一つのセットになっておりますけれども、諮問第503号関係の説明資料になります。資料6-1と資料6-2はくろまぐろの融通等の結果報告等に関する資料になります。資料7-1と7-2が「くろまぐろの漁獲可能量の当初配分及び配分量の融通に関する実施要領」の一部改正に関する資料になります。資料8がするめいかTAC管理についての資料になります。資料9が国の留保からの配分等についての資料になります。

資料につきましては以上でございますが、不備等がありましたら事務局の方にお申出を

お願いいたします。

報道関係のカメラ撮りはここまでとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

(報道関係者 退出)

○漁獲監理官 それでは、議事の進行を山川分科会長にお願いいたします。

よろしく申し上げます。

○山川分科会長 本日は、皆さん、御多用のところお集まりくださいまして、ありがとうございます。本日も円滑な議事進行に御協力くださいますよう、よろしくお願いいたします。

では、座って議事を進行させていただきます。

本日は諮問事項が3件、報告事項が4件でございます。

本日審議いたします諮問事項につきましては、水産政策審議会議事規則第10条第1項の規定に基づき、資源管理分科会の議決をもって審議会の議決となりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これより諮問事項に移ります。

まず、諮問第503号について、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長です。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

資料2をお願いいたします。

諮問文につきましては、資料2のとおりですので、慣例に従いまして読み上げは省略させていただきます。内容は資源管理協定の取組の効果の検証及び取組内容の改良等に関するガイドラインの制定に伴う資源管理基本方針の一部変更となります。

変更内容の説明に入ります前に、全体像について説明したいと思います。

15ページをお願いいたします。

上のスライドです。

資源管理協定は、I Q管理区分以外の管理区分における特定水産資源又は特定水産資源以外の水産資源の保存及び管理に関して、関係する漁業者間で締結するものです。農林水産大臣又は都道府県知事は、漁業法に定める基準のいずれにも該当すると認めるときには、この協定が適当であるとの認定を行います。

協定に参加する者は、取組を実践して毎年の履行確認を行うとともに原則5年間の有効期間の2分の1を経過したとき及び終了したときに、取組の効果の検証を行うこととなっ

ています。

これに加えて、検証の透明性を確保する観点から、外部有識者の参加する資源管理協議会等においても効果検証を行うこととなっております。

以上の検証の結果は、検証結果を踏まえた取組内容の改良等を含めて公表することとなっております。

下のスライドに移ります。

令和6年3月に、「資源管理の推進のための新たなロードマップ」が公表されました。この中で検証の結果を踏まえて、取組内容について必要な改良を行うこと、また、履行・検証・改良のサイクルを繰り返すことにより、より効果的な自主的資源管理の実現を目指していくことが示されました。関連して、令和7年度までに、協定の取組の効果検証と、検証の結果を踏まえた取組内容の改良や目標の変更のプロセスが適切に運用されるようガイドラインを制定することがこのロードマップで定められました。

変更内容の説明に入ります。3ページに戻っていただけますでしょうか。

資料では「改正前」、「改正後」を表にした形で示しています。

変更の内容は、協定の取組の効果検証、検証の結果を踏まえた取組内容の改良や資源管理目標の変更のプロセスが適切に行われるよう、資源管理基本方針の本則、TAC資源ごとの資源管理方針である別紙2、及びTAC資源以外の水産資源の資源管理方針である別紙3について、それぞれ下線で示す規定の変更を行うものです。

こちらの資源管理基本方針の一部変更案については、本年2月18日から3月19日までパブリック・コメント手続を実施したところ、合計3件の意見を頂きました。いずれも変更内容に関する御意見ではありません。

今後、軽微な変更が必要となった場合には、分科会長御了解の上、修正をしたいと考えておりますので、御承知いただければと思います。

続きまして、資料5をお願いいたします。

1枚めくっていただきまして、資料5-1です。

この資料を用いまして、ガイドライン、正式名称は、「知事管理区分における資源管理協定の取組の効果検証及び取組内容の改良等に係るガイドライン」案の説明を行います。よろしくをお願いいたします。

このガイドラインは、都道府県知事が認定した協定の取組の効果検証、その結果を踏まえた取組内容の改良や資源管理目標の変更が適切に行われるよう、関連する事務について、

水産庁が都道府県に対してこうした方がいいよと助言を行うために策定したものです。こちらは諮問事項ではありません。資源管理基本方針、またロードマップに基づいて水産庁が準備したドキュメントの報告となります。

6 ページをお願いいたします。

このページの下のスライドから、取組の効果検証及び取組内容の改良等に係る基本的な考え方について説明します。

1 点目。取組の効果の検証は、法律に基づく協定の制度に鑑みまして、協定が対象とする水産資源ごとに、協定の取組を進めることで資源管理の目標達成が見込めるか、という観点から行うこととしております。

8 ページをお願いします。

上のスライドです。

2 点目。特定水産資源すなわち T A C 資源につきましては、I Q 管理区分以外の管理区分における T A C 資源の保存及び管理を補完するという協定の性質等に鑑みまして、都道府県別漁獲可能量のうち参加者が関係する数量、以後「参加者配分数量」といいます。これを超えないよう漁獲量の管理が行われているかどうかという観点から、取組の効果を検証することとします。

T A C は、資源管理の目標と漁獲シナリオ、最新の資源評価結果に基づいて算出されるものであることもこの考え方の採用に至った背景にあります。

参加者が属する都道府県が、「現行水準」による配分を受けている場合においては、資源管理基本方針に定めます考え方に即して、漁獲努力量が現状を超えないよう管理が行われているかどうかという観点から検証することとします。

ステップアップ管理の対象資源については、ステップ 1 とステップ 2 の間は「参加者配分数量」が存在しないため、「参加者配分数量」に相当する数量を超えないよう漁獲量の管理が行われているかどうかという観点から検証することとします。ステップ 3 になりますと、「参加者配分数量」が生じますので、こちらを超えないよう漁獲量の管理が行われているかどうかという観点から検証することとします。

3 点目。履行状況は、資源管理協定の最も重要な情報の一つですけれども、取組の効果の検証におきましては、参考として取り扱うこととします。ただし、不履行があった場合には、当然ながら改善策等を検討する必要があります。

下のスライドに移ります。

4点目。最後です。検証の結果、目標の達成が見込まれない場合には、考えられる要因に応じて取組内容の改良や資源管理目標の変更を検討することになります。

ガイドラインは、検証や改良等において用いる様式についても定めております。資料5の45ページから50ページにこの様式を記載要領と併せて掲載しています。時間の関係上、説明はこの程度にとどめさせていただきます。

9ページをお願いいたします。

ここからは、協定の類型ごとの判定基準を説明します。

協定の類型は全部で五つあります。一つ目が単一のTAC資源を対象としている協定、二つ目が複数のTAC資源を対象としている協定、三つ目が単一のTAC資源以外の水産資源を対象としている協定、四つ目が複数のTAC資源以外の水産資源を対象としている協定、最後がTAC資源、TAC資源以外の水産資源のいずれも対象としている協定です。それぞれの基準を説明します。

上のスライドです。

単一のTAC資源を対象とする協定については、「参加者配分数量」を超えないよう、漁獲量の管理が行われていれば「効果があって、継続する」と判定します。「参加者配分数量」が守られていなければ、「取組の効果が認められず、取組の改良が必要である」と判定し、必要と考えられる具体的な改良の内容を付記します。

注目していただきたいところは、それぞれの判定を色付けしました。「効果があって、継続する」であれば緑色を、「効果が認められず、取組内容の改良が必要である」であれば赤色を用いることで、よし悪しが一目瞭然で分かるようにしました。

このほか、協定によっては、漁獲可能量による管理以外の手法による取組を定めているものがあります。こういった協定においては、必要な場合には参考情報として、その他の取組の評価を付記することとしています。

下のスライドに移ります。スライド番号で申しますと13枚目になります。

こちらは複数のTAC資源を対象とする協定です。こちらシンプルに申しますと、それぞれの資源について評価して、全てが緑の評価であれば協定全体として緑となり、全てが赤であれば協定全体が赤になります。

一つでも緑の評価ではない対象資源がある場合には、協定全体としては「取組の効果はあったが、一部の資源について、取組内容の改良が必要である」として黄色の評価となります。

次のスライドに移ります。14枚目です。

今回は、単一のTAC資源以外の水産資源を対象とする協定の判定基準です。

繰り返しになります。TAC資源については、守るべき「参加者配分数量」は、資源管理の目標と漁獲のシナリオ、そして最新の資源評価結果から導かれるものですから、これが守られていることをもって資源管理の目標達成が見込める。したがって取組の効果があつたと判定をすることが可能です。

TAC資源以外の水産資源については、そのようなロジックが使いません。ですので、何をもって参加者は取組の効果を判定するかと申しますと、資源管理の目標を達成している又は資源量の増大が見られる等、協定に規定した取組を進めることで、目標の達成が見込めると認められるかどうか、これが取組の効果があつたと判定する基準としました。

次に、取組の効果があつたと判定をしたら2段目の評価が入ります。ここでは、取組の内容や資源管理の目標について、継続が妥当と認められるかどうかというところを見ます。認められた場合には緑の評価になりますし、一部について改善が必要であると参加者が判断した協定については、「取組の効果があつたが、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が必要である」と判定して、必要と考えられる具体的な取組の改良又は資源管理目標の変更の内容を付記することになります。色は黄となります。

何をもって継続が妥当なのか、望ましいのかということの例示といたしまして、ちょっと文字が細かくて恐縮ですけれども、括弧の中で、取組の内容については、知事が認定したときはまだ実績がありませんでしたけれども、実際にやってみた実績と見比べたときに、著しい乖離があるのかないかとか、目標については、実際に取り組んでみると簡単に達成できたとか、そういった尺度から継続が妥当か否かということの評価することになります。

最後に、取組の効果が認められない協定については、赤と判定して、必要と考える具体的な取組内容の改良又は資源管理の目標の変更の内容を付記することとしています。

次のスライド、15枚目に移ります。

だんだんと複雑となってまいります。今回はTAC以外の水産資源を複数対象とする協定の評価の基準となります。

まずは、対象とする資源ごとに取組の効果があつたと認められるかどうかを評価します。全ての資源が緑と評価されれば協定全体として緑の評価となります。逆に全ての資源が赤と評価されれば協定全体として赤の評価となります。対象とする資源の一部が黄と評価さ

れた場合には、協定全体として「取組の効果があつたが、取組内容の改良又は資源管理目標の変更が必要である」と黄色判定となります。

次のスライドに移ります。16枚目です。

今回はTAC資源とTAC資源以外の水産資源が混じっている協定です。

まず、見るべきところは、TAC資源全体としての評価がどうなるのか。スライドに掲載しました表の縦の部分になります。もう一つ見るところは、TAC資源以外の水産資源全体としてどのような評価になるのかということで、これは表の横の部分になります。

「縦」の評価と「横」の評価の組合せによって、協定全体の評価を出します。

TAC資源全体の評価とTAC資源以外の水産資源全体の評価のいずれも緑であれば緑になりますし、両方が赤であれば赤になります。どちらかが欠けていれば黄色の判定となります。

17枚目のスライドに移ります。

資源によっては、取組の開始前に予想できなかった外部要因により、取組の効果が判定できないものがあります。そのような状況にあると認められる場合は、「想定外の外部要因により効果は判定できない」と判定することになります。複数の資源を対象とする協定にあつては、一部の資源だけ想定外の外部要因により取組の効果を判定できない資源が存在し得ます。こういった場合においては、判定できないとされた資源を除いた状態で、先ほど御紹介しましたフロー・チャートに即して判定を行います。

12ページをお願いいたします。

先ほど、プロセスの透明性を確保する観点から、外部有識者の参加する資源管理協議会等においても効果検証を行うことを説明しました。このページにあるスライド18枚目からは協議会等による検証の判定基準を協定の類型ごとに示しています。

内容のほぼ全てが参加者による検証の基準と同じとしております。異なる点としましては、TAC資源以外の水産資源を対象とする協定に係る判定として、資源管理の目標の達成が見込めると認められると判定した上で、取組内容について実績との間に著しい乖離がある等、協議会等が取組の内容や目標について是正が望ましいと考えた場合には、第三者からの助言として、「取組の効果があつたが、取組内容の改良又は資源管理の目標の変更が望ましい」と青色判定になります。

17ページをお願いいたします。

資料の5-2です。

こちらに掲載したガイドライン案は、農林水産大臣が認定した協定の取組の効果検証、その検証を踏まえた内容の改善や資源管理の目標の変更が適切に行われるように、水産庁が行う関連事務の運用に係る留意事項を取りまとめたものとなります。

都道府県に対しては、この内容を理解し、承知してほしいということと、管轄下にある大臣許可漁業者等に周知することを依頼しています。

制度上の文書の位置付けは知事管理区分のガイドラインと異なりますけれども、内容は全て一緒ですので説明は省略させていただきます。

なお、昨年6月の水産政策審議会第138回資源管理分科会において、国の資源管理協議会による取組の効果検証の基準を報告したところです。順番が逆転していますが、この基準は、今日、案をお示ししたガイドラインを踏まえて、協議会の事務局が作成したという整理となります。大臣が認定した協定のうち8つについては令和7年度に中間検証の時期を迎えました。こちらについては、協議会による検証を完了して結果は水産庁のホームページで公表しているところです。

今後、これらのガイドラインについては、年度内の制定に向けて事務方で準備を進めてまいります。関連して、先ほど資源管理基本方針一部変更案に係るパブリック・コメントにおいて、3件の意見を頂戴したことを報告しましたが、いずれもガイドライン案に関するものでしたので、内容精査の上、必要な修正を行ってまいります。

資料の説明は以上となります。

取組の効果の検証、検証結果を踏まえた内容の改良、資源管理目標の変更のプロセスは、これを繰り返す、その結果を公表していくことで、漁業法の下で「資源管理協定」として位置付けられた漁業者による自主的な資源管理をより効果的なものとし、漁業生産力の発展につなげていくために取り組むものです。そして、この取組は、少量多種のローカル資源が経営上重要である沿岸漁業において特に大事であると認識しているところです。ガイドラインの下、このプロセスが適切に運用されるように対応してまいります。

長くなりましたが、諮問事項と報告事項につきまして、事務局からの説明は以上です。よろしく願いいたします。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問等ありましたらよろしく願いいたします。

日吉特別委員。

○日吉特別委員 説明ありがとうございます。

非常に難しく、僕らの漁師には分かりにくい、自主管理のことですよね。現場に下るときには、これは特に組合で、組合の担当職員が担当するので、そのときにはもう少し分かりやすいような説明をしていただいた方が、組合の担当者はよく分かると思うので、もう少し分かるような言い方で現場に下ろしていただきたいと思います。

以上です。

○山川分科会長 御意見を頂いたということで、よろしく願いいたします。

三浦委員。

○三浦委員 説明ありがとうございます。

これを見ていると効果があって、継続することが妥当ということで判定されるということですが、昨今、海洋環境が激変をしていて、海水温が上がったり、来遊してくる魚種も変わっておりますし、そしてまた主要魚種の漁獲量も減ってきています

藻場、干潟もどんどん減ってきて漁場機能が劣化してきている中で、資源管理を必死にやっても、なかなか効果が表れない。そういったときにはどのように対応をするのか。その辺をしっかりとお聞かせ願いたいと思います。よろしく願いします。

○山川分科会長 何かコメントございますでしょうか。

○資源管理推進室長 三浦委員、ありがとうございました。

直接的な答えになると思うものとしまして、資料5の11ページ下のスライドを紹介しします。判定の形としまして、効果がある・なしだけではなくて、取組の開始前に予測できなかった外部要因により取組の効果が判定できないと認められるときには、「想定外の外部要因により効果は判定できない」との評価を行うこととしています。

あと、三浦委員がおっしゃられた、資源管理に取り組んだのだけれども効果が表れないという事象がどうやって生じたのかという原因分析に取り組むことが、自主的な資源管理をよりよいものにするという観点が大事だと思っているところです。

関連しまして、先ほど日吉特別委員の御発言のとおり、やはり非常に難しいものが多分にあります。この資料は、都道府県の担当の方に向けた事務に関する助言として作成したものですけれども、今後、現場で説明された方からいろいろなフィード・バックがあると思いますので、そういったやり取り、また、私どもも現場に行く機会がありましたら、水産業の発展のために大事な取組みであるというところを説明し、理解して取り組んでいただけるようにしっかりとやってまいりたいと思います。

○山川分科会長 よろしいでしょうか。

津田特別委員。

○津田特別委員 御説明ありがとうございます。

すみません、ちょっとたくさん質問があって恐縮で、三つ、四つあるんですけども、ちょっと一つずついきます。

まず、これ自主管理のガイドラインなんですけれども、実際これ、赤とか黄色とか青とかありますけれども、これをきちんと青になったから、何らかのインセンティブがあるとか、赤になったから何らかのペナルティがあるとか、そういうものではなくてあくまでも自主管理の目安にしてくださいというものなのかどうかというのを教えていただきたいというのが、まず1点です。

○資源管理推進室長 まさにおっしゃるように直接的にこの色だから何かが生じるということはありません。

赤の評価になった場合に大事なことは、具体的な改良内容の検討に取り組んでいくことだと思っています。

この資源管理協定に関連する国の補助事業の一つに積立ぶらすがありますけれども、赤評価だからすぐ打ち切られたりすることはありません。ただし、そこから何も変わろうとしないということであれば、そこは当然議論になるでしょう。

大事ことは、まさになんが原因で赤の評価となったのか、我々の力が足りなかったのか、それとも想定し得ない外部要因が生じたからなのかということ客観的に説明して、皆さんに示して、フィード・バックをいただき改善していくことです。

繰り返しになりますが、質問の回答としては、赤、黄、青、緑の評価に対して直接何か関係するものはこの枠組の中では設けておりません。

○津田特別委員 それを受けて、やはりこの管理項目というかを見ると、操業時間、操業区域、漁獲物制限とか漁具の規制とか、漁獲量制限とか、いろいろあるな、というのがあって、例えば操業時間とか区域とかに関しては、ある程度外部からでも把握ができるというか、ウォッチができるなというのがあるとは思いますが、例えばこの漁獲のサイズとかそういうふうになってしまうと、なかなかそれは外部からというのが分からなくて、あくまでも皆さんの性善説というか、そこに頼るしかなくなると思うんです。

それを一生懸命やればやるほど、真面目にやればやるほど、ものすごい労力がかかってしまうことになるじゃないですか。なので、やはりそこに対してすごく労力を使って一生

懸命取り組んだところに対しては、やはりそこにはインセンティブを与えるとか、何かそういうのが必要になってくるような気がします。

あとはそもそもそういった管理を人力でやることには、多分、限界があるなどというのは思うので、やはりそこはいろいろなデジタル・ツールとかを入れて、カメラでサイズをちゃんと撮影するとか、何かそういうのでサポートするという仕組みも必要なんじゃないかなと思ったのが、二つ目です。

○資源管理推進室長 非常に建設的な御意見ありがとうございます。

「自主的管理」一つを取っても、始まったときからいくつかのフェーズを経ていまして、資源管理指針・資源管理計画体制から漁業法に基づく資源管理協定の時代に入りました。その後、ロードマップの議論の中で、効果の検証を行う、更に検証結果に基づく改良等のPDCAサイクルを導入していくと、概念が成長していきました。

他方で、内蔵に当たる部分がこの成長についていけているのかというのは、まさに津田特別委員がおっしゃったとおりで、実際に効果検証を行うときに、初めてそういったところを、何をもって取組の効果があったということを説明するとか、協定の取組が資源の目標の達成にどのように関係していくのかということを考えることになると思います。

実際の取組においては、特別委員がおっしゃっていた、人力をかけない、まさになるべくこういった技術の発展を使っていくところは、協定の参加者の方のみならず、また国又は県の協議会においても検証作業を行ってまいりますので、そういったものをどんどん取り込んでいって、協定を良いものにするだけじゃなくて、この資源管理協定の制度そのものを良いものとしていくことにつなげていきたいと思います。ありがとうございます。

○津田特別委員 たくさんあって申し訳ないですけども、まさにそれを受けて更に思うところとしては、やはりこの協定に書いた内容というものの自体が目的としては資源回復だとか資源管理にどうつながるかというのがすごい重要だと思うので、海洋環境がこれだけ変化している中で、当初書いたものが仮に達成できたとしても、それが本当にその資源管理に対して有効なのかどうかというのと別な可能性もあるじゃないですか。

そうなったときに、最初に書いたものを達成したからいいやという話ではなくて、本当にこれが資源管理に対して効果があったのかどうかというところまでちゃんと確認すべきですし、それをもって計画に反映していくというPDCAを回すというのはすごい重要だなと思うので、そのためにも最初の設定自体を低いハードルにしまったりとか、あと履行チェックのときに甘くならないように、県単位でやってしまうと、どうしても有識

者も、言い方はあれですけれども、身内になる可能性もあって、そうなるとやはりすごくガバナンスが弱くなってしまふんじゃないかなと思うと、やはりその辺はガバナンスを効かせることはすごい重要だと思うので、となるとやはりこの協議会には第三者、例えば国から必ずその誰かが入るとか、そういう中立な目とかできちんとやっていくというのが重要かなと思いました。

○資源管理推進室長 まさにそのガバナンスを効かせる意味では、協議会が効果検証を行うということが一つの回答になりますし、また協議会の構成、県においては大学の先生に御参加いただいている協議会もありますし、国の協議会には水産機構から専門家が参加しているところです。まさにそういったことで、結果を担保していくところが一つ大事なポイントになると思います。

もう一つが、説明で言いそびれたので、付け加えさせていただきますと、やはりこの成功事例、頑張っている事例といったものはしっかりと知ってもらう。自主的管理の中には、今現在において非常に先進的な取組や、漁業者の方の深い理解の下でやられている取組、更にそれを漁業生産力につなげるような、陸と絡めた取組を行っているものがあります。

こういう取組をプロセスの一環として、広く世間に認知していただく。資源管理を頑張っている人がいるんだということを知っていただけるよう、我々も常に念頭に置きながら対応してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○津田特別委員 それも受けて、これが最後です。長くなって申し訳ないですけれども、まさにそこかなと思っていて、このガイドラインでも、スライド4、5辺りかな、下の参考のところなんですけれども、ここのところに公表についてというところで、2行目のところに、一般の消費者が適切に管理される水産物を選択的に利用できるように情報提供するということを書いてあるんですけれども、現状の公表してあるところ、ここは一般消費者は絶対に見に行かないだろうというところに書いてあるんです。

水産庁さんのウェブサイトを見ても、各都道府県のウェブサイトを見ても、ここを見に来る一般消費者は多分ないだろうなというところなので、ウェブに乗せればそれで公表していますというのと、それをきちんと周知するというのはまた別な話だと思うので、ここにはきちんとガイドラインとして、一般消費者にそれを伝えますよということを書いている以上は、やはりそこはきちんと消費者に伝わるようなSNSを使うのか、広報使うのかできちんとやはり適切に伝えていく。おっしゃるとおりにきちんとやっている人は、きちんとやっているよということで、それを事例として皆さんに伝える、そういったものが

必要なのではないかと思いました。

長くなりましたけれども以上です。

○資源管理推進室長 水産庁としてこれからますます力を入れていく分野だと思います。

取り組むべき事項の一つとして、漁業生産力の発展につながるように資源管理協定の周知、広報、そういったものをしっかりやっていきたいと考えています。ありがとうございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ウェブから東村委員が挙手しておられるということですので、東村委員、よろしくお願いいたします。

○東村委員 東村です。御説明どうもありがとうございました。

もう既に、お答えいただいている部分もございますけれども、私の方からかなり基本的な確認事項です。

既に行われていることを、今、私がここで聞いてどうするんだという部分もございますけれども、いくつか文言の定義を教えてくださいたくて質問いたします。

まず、第1に協定参加者というのは、どういう方々を想定されているのか。例えばですけれども、ある県のある漁業を営んでいる方全員だったり、例えば過半数だったり、若しくは希望している方々、積立ぶらずに絡むとすれば、全員ということはないのかなという気もいたしますけれども、その部分を教えてくださいたいということです。

それから、判定を行うということでしたが、これは協議会が判定を行うということで多分間違っていないと思うんですが、確認させていただきます。

それから、もし効果が出てなかった場合、改良を行うということですが、この改良は誰が行うのか、その改良を考える主体です。

以上、3点です。よろしくお願いいたします。

○山川分科会長 赤塚室長、願います。

○資源管理推進室長 資料5の4ページを開けていただけますでしょうか。下のスライドです。

まず、「参加者」の定義ですけれども、資源管理協定に参加している方となります。資源管理協定というのは、漁業者の方々が何人かで集まって、資源管理、TAC資源又は非TAC資源の保存及び管理を補完するために締結するものです。これが一つ目の回答となります。

二つ目の回答は、その下の説明になります。検証は二種類あります。一つ目は、参加者

が行う検証、セルフ・アセスメントです。二つ目は、このセルフ・アセスメントに加えて客観的に協議会等で行う検証です。この二本立てで行うこととなります。

取組内容の改良や、資源管理目標の変更を誰が主体的に行うかといいますと、協定を策定した参加者となります。ただ、それを行うに当たっては、我々行政の側から必要に応じてアドバイスを差し上げることになっています。

大事なことは、取組の効果が認められないとの評価が出たときに、自分たちで、特にその原因が自分たちによるものであった場合には、どうやって変えるのかというところをしっかりと中で向き合って、議論していただくことを我々としては期待するところでありませう。

○東村委員 ということは、既に文言にも出ているとおり自主的な管理を国が応援するような形だというふうに理解してよろしいでしょうか。

○資源管理推進室長 そういう形になると思います。こういった効果検証のプロセスを通じて、より効果的な自主的管理を目指していく。それは特沿岸のローカル魚種を対象としている沿岸漁業にとってはとても大事な取組であるという認知をしているところです。

○山川分科会長 ほかにございますでしょうか。

高橋委員。

○高橋委員 御説明ありがとうございます。

資源管理協定の中で目標を定めると言うんですけれども、その目標についてちょっとコメントしたいことがございます。

今、このやり方ですと資源管理協定それぞれに、例えばTACではない、それ以外の魚種については、目標が定められるようなやり方になっていると思うんですけれども、先ほどからお聞きしていると、協定というのは都道府県ごととか、それに似たような単位で定めることがあるということだったんですけれども、資源によっては沿岸の魚種といっても複数の都道府県をまたいで利用しているものは結構あると思います。

そういったときに、この目標の設定の部分というのは統一されるのか、あるいはそこはそれぞれの協定ごとに自由に目標を設定できるのか、というところが気になっています。

というのも資源としては同じであれば目標は同じところを目指していかないとせっかく自主的な取組の内容はいろいろ、それぞれに応じたものやっていたとしても、何だかゴールに達していないみたいなことが、サイクルを回していくと起こってしまうんじゃないかと思っていて、そうであればやはり取組の内容自体はそれぞれの都道府県とか地域に応

じたものを選択するとしても、最終的に向かうゴールというのは、資源ごとに定められる方がいいのではないかなというふうに思っています。

○資源管理推進室長 高橋委員、どうもありがとうございます。とても大事な点です。

資源管理の目標については、資源管理基本方針又は都道府県資源管理方針の下に定められている資源、TAC資源、TAC資源以外の水産資源両方があります。こういった資源につきましても、協定においてもそれを用いることになります。

ただ、高橋委員御指摘のとおり、全てがそういった資源ではありません。国や県が目標を定めていない資源については、参加者の方がこういった目標にしようということを協定で定めているところです。

ただ、同じ資源であれば共通の目標を掲げるというのが方向性としてはあり得る話ですし、関係者皆が同じ方向を向いて取り組むことは意味があります。今回の取組の効果検証の中で、協定の目標が妥当なのかどうかという評価を、参加者にまずやっていただき、次に有識者が入った協議会等においてやっていただく。そのようなプロセスを経て先程述べた方向に、大きい方向に動いていくことを期待しているところです。

大事なポイントは、効果検証を1回やって、はい、おしまいということではなくて、検証及び改良等のプロセスを繰り返すことによってよりよい自主的管理を作り上げていきたいと思います。そういった姿勢の先に、同じ目標の実現に向かって皆さん努力するという形が出来上がるように、私どもも後押ししてまいりたいと思います。

○山川分科会長 では、渡部委員。

○渡部委員 内水面漁連の渡部です。

説明していただいた内容は、大体は分かったんですけども、その中でちょっと疑問に思うのは、一つは漁業者の人で協定をして、そしてまたそれを自主管理していく。検証してそれを客観的にまた見てもらう協議会というものがあって、そこでまたもう一回見てもらうということで、ガイドラインにも協議会は客観的な立場でと書いてあるんですけども、施行規則になるんですか、法律の施行規則の改正のところを見ると、客観的などという表現が透明性を上げるんだと、透明性を確保する観点から、と書いてあるので、客観的などという表現と透明性を確保するというのが果たして一緒か、ほかの法律なんかはちょっとそんなに見たことないですけども、法律上の文言としてそうなっているのか、私らの解釈でいいますと、一般的には透明性を確保するということは、今、不透明なものを透明にする。

水産庁の関係なんかでは、昨今、ウナギの流通はしきりにそれが出てきます。不透明なという。私もそれはどうかなということを一遍言うたことあるんですけども、あまりにもたくさん出てくるのでもう言わなくなりましたけれども、それはどうですかね、客観的なところで見てもらうというのと、透明性の確保というのはもう同意語ですか。そういう解釈していいのでしょうか。

○資源管理推進室長 ほぼ同義ととっていただければと思います。客観性であり、いわゆる第三者がやることによって、透明性も確保できるという整理で、資源管理基本方針の変更案の文言を採用したところでは。

○渡部委員 不透明なものを透明にというのが、大体、我々の一般的な感覚なわけで、だから、今、不透明の塊みたいなものかなというふうに思ってしまうけれども、一応、法律用語ということで理解したいと思います。

○資源管理推進室長 ありがとうございます。委員がおっしゃられた意味での不透明さというのはこのプロセスには特にございませんで、第三者が関与することで、客観的に見ることができるという意味での透明性の確保ということでは。

○山川分科会長 三浦委員。

○三浦委員 まさにこれは沿岸漁業の資源管理ということになると思いますが、このようなローカル魚種の中で、沿岸漁業であればこそ、藻場、干潟の保全する、魚礁を設置する、栄養塩を供給するための植林活動や海底耕うん、種苗放流など、沿岸漁業をよくするために自分たちもお金を出しながらやっております。

沿岸漁民はそこに暮らしながら生活をしておりますので、漁場管理・環境保全・生態系保全といった取組も行っている中で資源管理も当たり前のように取り組んでいます。そうしなければ、自分たちがそこで漁ができなくて、そこまで気を遣いながらやっておりますので、こういった要素も入れながら、例えばそういった取組を加点するとか、そういったものも環境がここまで破壊されている中において、環境を修復していく、保全していくといった環境保全の活動と資源管理が必要になってくると思います。今回は無理にしても、そういった視点も持ちながらやっていかないと、ここからの10年なかなかということもありますので、よろしく願いいたします。

○山川分科会長 御意見を頂いたということで、よろしく願いいたします。

遠藤特別委員。

○遠藤特別委員 御説明ありがとうございます。

先ほどの津田委員の客観性のお話で、どこまでが客観性なのかというのがちょっと私もまだ理解ができていないと思うんですけども、いつも海外の話ばかりして申し訳ないですけども、例えばアメリカだったら、24時間稼働のカメラが付いていて、さらに、私でさえアメリカのシアトルを出航した船がどこにいるのかというのがリアルタイムで分かるようなシステムが整っています。先ほど、まずセルフ・アセスメントをやった後に協議会をやるけれども、その協議会で使う資料が、そういうデータ、誰でもアクセスできるようなパブリックなデータであれば客観性があると思います。TACを進めていくうえで、将来、そのように移行していく必要があると思うんですけども、今どのぐらいの段階にいるのかというのを教えていただけますか。

○資源管理推進室長 遠藤特別委員、ありがとうございました。

大臣が認定した資源管理協定の履行確認においては、遠藤特別委員がおっしゃられた船舶位置追跡装置のデータが用いられています。

先ほど、大臣が認定した15の協定のうち8協定の検証を行ったと申しました。検証を行った協定は、いずれもTAC資源を対象としています。TAC資源の資源管理の目標は、研究機関が資源評価結果に基づいて提案したものですし、漁獲シナリオもしかりであります。また、TACは、毎年の資源評価結果に基づいて設定されており、関連する情報は全て入手可能です。

一方で、我々これから効果検証に取り組むTAC資源以外の水産資源については、そういうものはいずれも当てはまりませんので、協定参加者の方と一緒に向き合うくらいの気持ちで目標は妥当なのか、その目標にぶら下がった取組の内容は妥当なのかということを考えていく意気込みを有しております。

○山川分科会長 ほかにいかがでしょうか。

では、特にございませんでしたら、本件につきましては原案どおり承認をしていただいたということで、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○山川分科会長 異議がないようですので、そのように決定いたします。

次に、諮問第504号について、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○資源管理推進室長 推進室長です。

諮問文につきましては資料3のとおりですので読み上げは省略させていただきます。内容はクロマグロに関する令和8管理年度における漁獲可能量の変更等についてです。

3 ページをお願いします。

背景です。漁獲可能量、大臣管理漁獲可能量、都道府県漁獲可能量を変更しようとするときは、漁業法に基づきまして水産政策審議会に諮問することになっています。

ただ、変更の度に水産政策審議会を開くということになりますと、様々な運用上の支障が生じるということで、行政庁の恣意性のない機械的な変更として水産政策審議会の意見を聞いた上で同意を頂いたものについては、変更後最初に開かれる審議会にて事後報告するという運用をしているところです。

くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）においては、令和7管理年度は（1）の①から⑥に掲げます数量の変更については、事後報告で対応することで了解を頂いたところです。

令和8管理年度がこの1月から始まりました。当該年度の取扱いについて、昨年12月の水産政策審議会において、（1）の①から⑤に掲げる数量の変更については、令和7管理年度に引き続いて事後報告で対応することでよろしいとの了解を頂いたところです。

今回、最後に残りました（1）の⑥、WCPFCで合意された措置に基づく令和7管理年度の未利用分の繰越し及び国の留保からの追加配分に伴う数量の変更について、令和7管理年度に続いて事後報告とさせていただきたく、意見を求めるものです。

なお、繰越しの数量は、現時点で小型魚が418.3トン、大型魚が755.1トンを想定しております。国の留保に入ったのち、都道府県に追加配分する枠組になっています。

次のページになります。

「3 その他」として、実施要領に定めております関係する処理を掲載しました。

下線を付しましたところ、配分の基準とする管理年度の更新と、より公平な譲渡メリットの適用のための変更を、令和7管理年度終了後に速やかに行うことを予定しています。実施要領の変更につきましては、この後、報告事項の一つとして、改めて説明します。

11ページを開いていただけますでしょうか。

今回の変更は譲渡メリットに関連するものですので、当該メリットを説明します。

漁獲可能量の有効活用を目的に譲渡制度が導入されたところとして、譲渡メリットとして国の留保から追加配分する数量の算出に用いる係数を、より公平なものになるよう、令和8管理年度については令和7管理年度の都道府県基礎配分の数量の10%又は10トンのいずれか少ない数量を上限に、譲渡数量からの他の都道府県等から譲受した数量を除いた数量と等量を配分することとします。

事務局の説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等ございましたらよろしくお願いいたします。

日吉特別委員。

○日吉特別委員 この諮問のことじゃないことなんですけれども、マグロ資源のことについて、先ほど赤塚室長の方からは、漁期が都道府県はこれからですよ、あと1週間、4月1日から都道府県の管理は始まるものですから、私どもにいたってはもう一回クリアになってくれないかぐらいの思いはあるので、今日いる方でも分からない人もいるかもしれないので、都道府県の管理は4月1日からということで、大臣管理は1月1日だということで、あとマグロの資源については、今日、水産機構もないのであれなんですけれども、もうレベルが違います。以前もお話ししていると思いますけれども非常に多いです。

今日は、私も組合の役とかやっている、全国のひき縄、はえ縄の人たち、定置もそうですけれども、皆さんも多いと言っています。水産機構はどういう評価をしているかわかりませんが、こういうことを言うと枠という話に、枠の話ではないんです。非常に増えています。

近年、特にここもうステップがもう上がるぐらいに、大型が異常に、小型はもちろんですけれども、この管理が始まったときはもう初夏が多かったです。もう通年大型も小型もいるようになっています。

そのことは、もしかするとこれも推定なんですけれども、食物連鎖の上の方にいるというその個体ですよ、マグロというのは。そういうもので、ほかの魚の資源を傷めていないかなど。そういうこともちょっと危惧します。

私が操業しているところは相模湾です。もう前から言うとおりに、東京の首都圏のお膝元みたいな、裏庭みたいなところの海でも大型が飛び跳ねています。

例えば、私の近くで川奈ホテルのゴルフ場があるんですけれども、昨日も跳ねていた。もちろん釣りの人も、定置もそうですけれども、今年になってはもう200キロのマグロを私のところも、もうアバウトですけれども100匹以上も放流しているんじゃないですか。小型はもう以前から網を下げたりしてやっていたけれども、異常に増えています。

国、水産機構にもお願いしたいんですけれども、もう一度この数量が増えているということを確認してほしいし、研究機関はそれを浜に下りて、皆さんから意見を聞いて、その

ものをもって国際交渉とかそういうところにも反映していただきたいです。

ちょうどブリが入る時期で春ブリが入っているんです。それと一緒に大型のマグロが来ていますので、大型のマグロを逃がしているだけではないんです。ブリも逃げていけば、サバも逃げていけば、いかもそうですけれども、イカなんかはもう特に追っかけ回されますので、網の中で。そういういかなんかも出ているような状態なんです。異常に増えているということを御理解していただきたい。

静岡だけじゃなくて、日本全国に増えている。そのことを国が分かっていたいただきたいなと思います。

以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

御意見を頂いたということで、よろしく願いいたします。

三浦委員。

○三浦委員 全漁連の三浦でございます。

WCPFCの規定というか取組に基づいて変更するという中で、WCPFCの作業部会で、MSEの考え方が今議論されていると思います。その考え方を導入する方向で日本も進んでいるということですが、今の交渉の状況について、話せる範囲、分かる範囲で構いませんので、聞かせていただければと思います。マグロに関して関心を持っている方が多くおりますので。

以上です。

○山川分科会長 いかがでしょうか。魚谷部長。

○資源管理部長 おっしゃるように、WCPFCの方で増枠に向けて、評価あるいはWCPFCの委員会の交渉に鋭意対応しているわけですが、管理方式、要は資源がどれぐらいになったらどういう増やし方をするというのを事前に決めて、その場の交渉で「切った張った」ではなくてという形で進めていこうということで対応しているということでございます。

これをどういう管理方式にするかということについては、まだ締約国間の意見の隔たりが大きくて、引き続きそういったところの中身、それは科学的根拠の部分もあるでしょうし、それ以外の部分もあると思いますけれども、それについて今年、また年末にWCPFCの総会、年次会合がございますけれども、それに向けて対応していくという状況でございます。

これ以上ちょっと詳しい中身は、交渉事ですので控えさせていただければと思います。

○山川分科会長 日吉特別委員。

○日吉特別委員 W C P F C の交渉は頑張っておられているというのは承知していますけれども、以前にもお話しさせてもらいましたけれども、以前はそこでは、定置網の放流のことというのはあまり議論されていなかった。

定置網は御存じのとおり、北米にもないし、スペイン、ポルトガルにマグロ定置がある程度で、ほとんどの人は知らないです、定置網漁業というもの。

そこで先ほど言った放流ということ、今、野帳で水産庁にも県にもお知らせしていると思うんですけども、何匹放流したということ、是非、そのところで、定置網漁業の放流の実績、放流数ということも是非その議論の一部でもいいので、そこで伝えていただきたいと思います。

○資源管理部長 御意見ありがとうございます。

私自身はW C P F C の会合に対応してはいないんですけども、これまでのいろいろな増枠に係る議論あるいは管理の大変さに関するW C P F C の議論においては、例えば動画を、定置網でどういうふうに、こんなに苦勞して放流しているんです、という動画をほかの締約国の皆さんに見ていただいたり、というような努力もしてきているというふうに聞いております。

引き続き、そういう動画だけではなくて、データも使えるものがあれば、いかに苦勞して管理措置を遵守しているかということのアピールというのは今後も続けていきたいというふうに考えます。

○山川分科会長 遠藤特別委員。

○遠藤特別委員 御説明ありがとうございます。

W C P F C について質問です。また海外の話ばかりで申し訳ないんですけども、去年ハワイに行ったときに、ハワイ・ロングライン・アソシエーション、延縄漁業協会というのがあって、ハワイの150隻ぐらいの延縄漁業、捕獲対象種はマグロ、メバチとかキハダとかだったと思うんですけども、その方がこの会議について私に結構説明してくださって、もしかして参加されているのではないのかなと思いました。もし、そういう業界参加枠みたいなものがあるのであれば、ここで我々は間接的に聞いているだけなので、漁業団体にも出ていただいた方が、より透明性になるのかなと思ったんですけども、そういう枠があるのでしょうか。

○資源管理推進室長 お答えします。私は前にWC P F Cを担当しておりましたけれども、デリゲーションの一員として会合に参加するという意味では、ハワイの方と同じような形で、日本の業界の方も参加していただいているところです。

○山川分科会長 ほかにいかがでしょうか。

笛木特別委員。

○笛木特別委員 遊漁の方から参加させていただいております笛木と申します。

今回のマグロのことで、今度の4月の1日から、遊漁の方も遊漁船だけでなくプレジャー全てマグロを狙って釣りをする場合には、事前登録というのが必要になるかと思うんですが、このことは私らとか中の一部の人たちは知っていますけれども、まだ釣り人のほとんどが知らない人の方が多いと思うんです。

マリーナとかに所属してやっぴらっしゃる方たちはいいんですが、特に小型のプレジャー等で釣られている方とかは、そのことをほとんど知らないと思いますし、若しくはマグロを専門で狙うわけではなく、特に先ほど日吉さんもおっしゃっていましたが相模湾で非常にマグロが増えています。ほかの釣りをしているマグロがかかるということがあります。

もちろん獲れる、獲れないはまた別の世界なんですけど、ただそういったときにルールというものを知らずにやっている人間がまだかなり多いと思いますので、その辺、一応うちの団体、全釣協とかからも一応一般遊漁者に対して広報するようには努力してはいるんですけども、国から要は水産庁の方から、また若しくはもう少し広く、一般国民に対して、特に遊漁者に対して、そういった広報をしていただけると、うちの団体としても非常に助かると思います。

マグロを実際にやっている遊漁船の方、若しくは遊漁というよりプレジャーでやっている方たちからも、その枠がやはり少ないというので、大体、月のそれこそ3日から4日ぐらいで、その月の分の漁獲、ルールに則ってやっている人たちにとっての枠がすぐ終わってしまう。

実際には遊漁船というか、マグロのチャーター・ボートとか、そういう人たちは仕事にならなくなっている部分も出ていますので、その辺の枠の融通とか、釣り人側から私なんかの方に意見として、もしこういう会議に出たら是非伝えておいてほしいということ言われている部分もありますので、その辺も併せて広報並びに各枠、もしできることであればよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○山川分科会長 御意見を頂いたということで、よろしいでしょうか。

櫻井課長。

○管理調整課長 管理調整課長でございます。

今、遊漁の方のクロマグロの話が出ました。まず、大前提がちょっと違うということがあって、クロマグロの遊漁に関する規制は、広域漁業調整委員会の方の委員会指示という形でやっております。これは漁業法にベースがあるんですけども、この水政審の方とは違う枠組みです。漁業法に基づく管理の仕組みの一つではありますし、国の機関、広域調整委員会は、国が事務局をやっているということではあるんですが、別系統の規制の仕方になっているというのがまず大前提です。

その上で、笛木特別委員からお話がありましたように、もうすぐですけれども4月1日から、クロマグロ遊漁の届出制が委員会指示に基づいて開始されます。今年の年明けから、事前に届出をしてくださいということで、届出を受け付けて進めております。

これは、いわゆるクロマグロを釣る遊漁者はもちろんですけれども、クロマグロの釣りをする人をお客さんとして乗せる遊漁船業者、それからPBというお話もありましたけれども、プレジャー・ボートの運航者としてクロマグロを釣りに行く人も含めて、皆さん届出をしてくださいという形にしてあります。

その期限が多少違って、遊漁者についてはまだ受け付けておりますし、自分で行くときの1営業日前までに届出をしてくださいという仕組みになっているので、これはずっと年間通じて開いていますが、船の方はちょっと前ですけれども、3月20日で締切りをしておりますので、今、結果とかを取りまとめているところですが、これから船を買って遊漁船業に着業するような場合は特例規定が設けられていますが、それ以外の人はもう1回締め切っておりますので、知らなかったというのは受け付けないことにしておりますので、もう閉まっちゃっているということです。

そういうこともあって、周知が足りないというお話がありましたが、最大限こちらとしても、SNSなんかもちろんそうですし、それから政府広報といってラジオ番組なんかもあるんです。そこもそうです。それから、釣りをやる人専門に24時間のBSでやっている番組というか放送局なんかもあるんですけども、そこにも少し働きかけて、御厚意もあって番組一つ1時間みたいなものにうちの職員が出させてもらったりして周知をやったりとか、それから先週末は横浜でポート・ショーがあって、これは立派なポート中心です

けれども、プレジャー・ボート・オーナーが新しいプレジャー・ボートを見に来るみたいなイベントなんですけれども、そこにも職員を派遣して周知をやってきました。

それとは別にウェブで公開して人を募って、説明会、遊漁船業者向けもやりましたし、一般の釣り人向けもやりましたし、それから日中の平日に出られるわけがないだろうという話を途中で頂きまして、営業時間外というか、普通の人たち、勤め人の方も出ていただけるように、午後7時、19時開始の説明会を何回かやったりして、それもこうやって対面のところと、あとはウェブ併用だとか、ウェブに特化した説明会なんかもやりましたので、取りあえず初めてのところなのでなるべく周知には努めてきましたが、まだまだというところはありますので、特にまだこれからも届出を開いている、申請を受け付けている遊漁者向けには御意見も参考にさせていただきながら、まだまだ周知に努めていきたいというふうに考えております。

○笛木特別委員 櫻井課長、ありがとうございました。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

三浦委員。

○三浦委員 M S E では資源評価に基づき、ある一定の評価であればこれぐらい増枠していいということが数式で決まっていくということですよね。そうした中で、例えばアメリカやメキシコは、どちらかというとな保守的な数字にしていこうという動きがあると思います。

そうした中で日本はやはり他の魚種、先ほど日吉委員も発言されたように、様々な魚種に影響を及ぼしているということも考えながらしっかりと交渉してもらいたいということ。また、日本は歴史的に小型魚を漁獲しておりますが、ほかの国はあまり小型魚を漁獲しておりません。

日本ぐらいしか小型魚を獲っておりませんがそういうことに負けないで、小型魚をしっかり獲れるような交渉をお願いしたいと思います。

以上です。

○山川分科会長 御意見を頂いたということでよろしいでしょうか。

ほかにいかがでしょうか。

では、本件につきましては、原案どおり承認していただいたということで、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○山川分科会長 特に異議がないようですので、そのように決定いたします。

では、3時まで一旦休憩ということでよろしく願いいたします。また3時から議事を再開いたします。

(休憩)

○山川分科会長 では、皆さんおそろいようですので議事を再開いたします。

次に、諮問第505号について、事務局から資料の説明をよろしく願いいたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長です。

資料4をお願いいたします。

諮問文につきましては、資料4のとおりですので、読み上げは省略させていただきます。内容は、まだら北海道太平洋に関する令和7管理年度TACの変更です。

4ページをお願いします。

あと、8ページの下のスライドをスクリーンに示していただけますか。

資料の説明に入ります。

変更の理由です。本資源につきましては、資源評価の精度、あとは今、スクリーンで示した図のとおり、分布の状況から起こり得る他海域からの資源の移入を考慮して、資源管理方針の規定により、「漁獲の状況からみて、予期せぬ加入量の増加又は他海域からの資源の移入が発生したとみなされる場合、当該管理年度の漁獲可能量に残りの漁期の推定漁獲量、各月の漁獲量を過去10年間の最大値と仮定した数量を上限として追加する」こととしております。

今般、令和7管理年度の漁獲状況について、従来は漁獲が減少に転じる1月において沿岸の漁獲量は近年の最大漁獲量を記録しました。このことについて、他海域からの資源の移入が発生したとみなされる状況にあることから、TACを変更することとします。

具体的には、2万4,100トンから2万7,100トンと、3,000トンを上乗せします。2万7,100トンの計算方法は、参考1として記載したところですが、残りの月の漁獲量を過去10年間の最大値と仮定した数量です。

次ページに移ります。

配分です。ステップ2の段階ですので、「試行水準」として設定するとともに、管理を行う目安として、「試行目安数量」を提示します。配分の案は6ページ、変更後の試行目安数量は7ページにそれぞれ示しております。

事務局からの説明は以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御質問等がございましたらよろしくお願いたします。
伊藤委員。

○伊藤委員 タラの場合はステップ2という形でございます。当初の説明でありますと、ステップ2イコール試行目安はいくら獲っても構わないという説明で、まだ試験段階だというような方向でいくと聞いていましたが、まずルールの中での、この2系ルール自体の資源評価の仕方に関しても問題があるということで度々話をしておりますが、もうステップ2に来てしまっている以上、この方法しかないのかなとは思いますが、この時期になぜ、いくらの「試行水準」の中であれなんだけれども、今、この時期にTACを増やさなければ駄目なのかというのが、ちょっとまだはっきり言って分からないです。

というのは、先ほど話したガイダンスのように、ステップ2であっても、このTACを超えてはいけないというルールがあるのかなというふうにして、逆に疑問を感じるのの一つです。

そういうことを考えてみますと、今、タラの場合は、若干ずれてきているんです。ずれて獲れているというか、日本海もそうなんです、3月も大丈夫です。そういう形の中で、どんどん何か資源は積み重なってきているというような段階です。

その中で今の時期のやつを何回もやるものなのか。それか、今の北海道の日本海の方もそうなんです、結構3月になってからもかなり量が積み重なっているということなんです。

そのところで、その漁獲可能の同じような計算というものはしているのかということ、2点ちょっと聞きたかったんですが。

○山川分科会長 赤塚室長。

○資源管理推進室長 今回の御質問については、残りの3資源について同じルールがあるのか、それに則して計算をしているのかということだと理解しました。

ルールについて、資源評価の精度及び資源の分布状況から起こり得る他海域から資源の移入を考慮した規定は、まだら北海道日本海に導入されているところです。

本州の資源については、太平洋側、日本海側、それぞれありますけれども、こういったルールを入れる背景がないということで、入っておりません。

続けて、北海道日本海の資源については、今回のようなTACを上乗せをする状況を現時点において我々は把握をしていないため、TACの変更は行っておりません。

○伊藤委員 ということは、先ほどのように、今は2月ですけれども7月までTACがございますが、その中で4月、5月でこういう計算をしてみるということはあるのでしょうか。

○資源管理推進室長 ルールに則して、私どもの方で頂いたデータを基に「予期せぬ加入量の増加又は他海域からの資源の移入が発生した」と判断できるのであれば、水産政策審議会に相談させていただくことになります。

○伊藤委員 分かりました。

○山川分科会長 ほかにいかがでしょうか。

津田特別委員。

○津田特別委員 資源評価の方法について、9ページのところで、下のスライドで見ていたんですけれども、2系ルールによるABC算定ということで、現段階では資源量、漁獲量の絶対値の推定・将来予測ができないため、資源管理の目標、資源量指標値、過去の漁獲量の平均値を用いて算出、というのがあるんですけれども、これは現段階ということは、いずれはほかの魚種のようになるということなんですか。

○山川分科会長 赤塚室長。

○資源管理推進室長 おっしゃるとおりです。この一つ前のスライドの方が総論を説明するのに適しておりますのでこちらを紹介させていただきます。

2系ルールは、データの蓄積状況等を踏まえて現時点では資源量の絶対値の利用が難しい資源であっても、MSYの考え方に基づく管理を行うために考案されたものです。その上で、大きな方向性として、他のTAC資源で一般的に用いられている資源評価手法、1系ルールに移行することについては、我々の方としても研究機関には常々期待をしているところです。

○津田特別委員 すみません、もうちょっと突っ込ませてください。

今の時点ではできないという理由が、これはデータの蓄積が足りないからということなのか。なのであと数年やればできますよという話なのか。今の調査方法だとなかなか出せない技術的な話なのかということとどっちなんですか。

○資源管理推進室長 実は私の方も確たるものが手元にないので、すみません、ちょっと確かなことは申しませんが、一つには研究機関が現時点で手元にある情報でもって難しいという判断を下していると理解しています。

ただ、資源管理を進めるという意味では1系ルールに早く移行して欲しいなど。将来予

測ができない状態の下でT A C管理をやっているわけですから。理由があるからこそ、2系ルールが入っているというところがあります。まさにバランスをどうやって取るのかというところ。ただ、大きな流れとしますと、資源をより適切に利用していくために、やはり1系ルールの下、将来予測に基づいてT A C管理を行うことが、我々としては目指すべきゴールになります。

○津田特別委員 データの蓄積とかであれば、もしかして漁業者の皆さんに協力していただくとか、そういうのもあると思うんです。技術的な話だとまた違ってくると思うんですけれども。なので、今、どういう状況でそこができないかみたいなことも今後きちんと説明をしていただけると有り難いと思いました。

以上です。

○山川分科会長 ほかにいかがでしょうか。

では、特にございませんでしたら、本件につきましては原案どおり承認していただいたということで、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○山川分科会長 異議がないようですので、そのように決定いたします。

それでは、本日の水産政策審議会第144回資源管理分科会において諮問のありました、諮問第503号から第505号について、答申書を読み上げます。

答 申 書

7 水 審 第 36 号

令和8年3月23日

農林水産大臣 鈴木 憲和 殿

水産政策審議会

会 長 佐々木 貴文

令和8年3月23日に開催された水産政策審議会第144回資源管理分科会における審議の結果、諮問のあった下記事項については、諮問のとおり実施することが適当であると認め

る。

○山川分科会長 「記」以下の文言につきましては諮問事項と同一ですので、読み上げは省略いたします。

この答申書を魚谷資源管理部長にお渡しいたします。

(分科会長から資源管理部長に答申書を手交)

○山川分科会長 では、報告事項に入ります。

事務局より報告事項が4件あるということです。

初めに太平洋クロマグロの管理について、事務局から説明をよろしく願いいたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長です。

資料6-1をお願いいたします。

本資料を用いまして、令和7管理年度のくろまぐろ(小型魚)、くろまぐろ(大型魚)のTAC管理について、の数量の変更を事後報告させていただきます。

1 ページ目の下のスライドです。令和7管理年度において、事後報告でよいとされた変更を示しております。全部で6タイプあるうち、本日は、1番の融通に伴う数量の変更と、2番、漁獲可能期間の終了後、大臣管理漁獲可能量の未利用分を国の留保に繰り入れることに伴う数量の変更の二つについて報告します。

3 ページをお願いします。都道府県間の融通ということで、⑤は令和7管理年度通算5回目を意味しています。令和8年2月6日に、上下のスライドでお示しする交換又は譲渡が都道府県間で行われました。

4 ページをお願いします。

上のスライドです。

大臣管理区分は昨年(令和7)の12月末で令和7管理年度を終了しましたので、大臣管理漁獲可能量の未利用分のうち当初配分の数量の10%を超えた分を国の留保に繰り入れました。

次のページに移ります。

下のスライドです。令和8年2月19日に都道府県の間で交換又は譲渡が行われました。

6 ページに移ります。令和8年2月19日に令和7管理年度6回目となる都道府県間の融通が、2月27日に7回目となる都道府県間の融通が行われました。7ページ上のスライドも7回目の融通を取り上げたものです。

7 ページ下のスライドです。3月12日に令和7管理年度8回目となる都道府県間の融通

がありまして、こちらは8ページ上のスライドまで続きます。

以上によりくろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）でどのような数量の変更が行われたのかを一覧で示したものが、8ページの下のスライドと9ページの上のスライドとなります。

以上が数量変更の事後報告となります。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御質問等がございましたらよろしく願いいたします。

日吉特別委員。

○日吉特別委員 説明ありがとうございました。

融通についても、都道府県と国が結構情報を密にして、都道府県の担当者と共有させていただいてやっていることは十分承知しております。あと国の留保分についても、都道府県に配分していただくことが、最近、結構多くなっていると思うんですけども、今後とも沿岸漁業に対する配分をよろしく願いいたします。

○山川分科会長 御意見を頂いたということで、よろしく願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。

では、特に御意見等がございませんでしたら、続きまして漁獲可能量の当初配分及び配分量の融通に関する実施要領の一部改正について、事務局から説明をよろしく願いいたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長です。

資料7-1をお願いいたします。

「くろまぐろの漁獲可能量の当初配分及び配分量の融通に関する実施要領」の一部改正を近日中に予定しておりますところ、改正内容を報告します。

2ページ目以降に改正する箇所を新旧の形で示しました。下線のとおり、配分比率の基準とする管理年度の更新と、先ほど諮問事項のところで説明しました、より公平な譲渡メリットの適用のために、これまでは都道府県基礎配分の7%を上限としていたものを、都道府県基礎配分の10%又は10トンのいずれか少ない数量に変更するものです。

事務局からの報告は以上となります。よろしく願いいたします。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御質問等ございましたらよろしく願いいたします。

では、特にございませんでしたら、続きまして令和7管理年度のスルメイカTACについて、事務局から説明をよろしくお願いいたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長です。

資料8をよろしくお願いいたします。

令和7管理年度のスルメイカのTAC管理の状況について説明します。

1ページ目の下のスライドです。

前回お示した表から配分数量と漁獲量を、3月10日時点の数字に更新したものです。

特に見ていただきたいところは、「TACの総量」の行です。現時点のTAC2万7,600トンに対して3月10日時点の漁獲量の総計は2万7,192トン、消化率99%という状況になっています。

この中で、「現行水準」の府県全体の漁獲量が前回報告から約200トン上乗せされたところですが、どの府県が漁獲量を上乗せしたのかを示したのが、次ページのスライドとなります。

なお、こちらは前回の水産政策審議会で諮問し、承認を頂いた内容ですけれども、「現行水準」の府県うち青森県、岩手県、宮城県につきましては、漁獲量が目安数量を超えた度合いと、量そのものの両方が要件を満たしたということで、令和8管理年度においては数量を明示して、その中で管理していただくことになっています。

最後に、口頭にて水産政策審議会の方で報告したいことがございます。

昨年のような小型するめいか釣り漁業における配分数量の超過を防ぐためといたしまして、水産庁としては、漁業者の方、漁業団体、産地市場等の関係者と協力して小型するめいか釣り漁業の漁獲量の迅速かつ的確な数量管理を行う体制の準備を進めています。

具体的には、産地市場の方に協力していただいて、スマートフォン等から専用のページにアクセスして、市場に水揚げされた小型するめいか釣り漁業のスルメイカの数量の概数値を入力してもらうことで、迅速に漁獲状況を把握する体制の構築を進めています。

このほか、小型するめいか釣り漁業の統括団体である全国いか釣り漁業協議会においては、月別・地域別の漁獲管理や、TACの消化率に応じた努力量管理の強化等の自主的な管理を強める取組の準備が進められています。このことについては、この団体の役員でもある岩田特別委員が出席されておりますので、同特別委員から御発言を頂きたいと思っております。

事務局からの報告は以上です。

○山川分科会長 それでは、岩田特別委員、何かありましたらお願いいたします。

○岩田特別委員 全国いか釣り漁業協議会の岩田です。

先ほど赤塚さんから御説明があったように、公的管理としていろいろと我々の方にも指導願ひ、また我々も昨年の教訓を踏まえて昨年の11月から現地ヒアリングやアンケートを行い、何度も会合を重ね、スルメイカのTAC報告の迅速化や漁獲が積み上がった場合の漁獲抑制措置について集中的に検討をしてきました。

一つ目として、TAC報告の迅速化として、これまでは当月分を翌月の10日までに報告をしておりましたが、今後は10日ごと、つまり当月1日から10日までの水揚げを当月20日までに報告する迅速な報告体制を各県で構築して取り組むこととしております。

次に、漁獲抑制措置として、1隻当たりの日別の水揚げ箱数の上限を全国一律で400箱といたしました。これまで地域によっては、箱数上限が400から600箱、あるいは全く制限がないなど統一されておりましたが、獲り過ぎ抑制と公平性を期するため、今回、全国で400箱掛ける1箱5キロ、一応2トンまでを統一したというところでございます。

さらに、TAC消化率に応じた、漁獲抑制措置については先ほど水産庁の方から御説明のあった、水産庁が体制を構築する産地市場からの漁獲量の概数値、この数字を基に原則、TAC消化率が65%以上になったら、箱数上限を200箱に制限、更に90%に達したら自主休漁に移すことといたしました。

こうした漁獲が積み上がった際には役員会を開催して、漁獲の積み上がりの時期的な状況も見ながら、こうした措置の実施について協議、決定することとしております。

なお、以上のような措置を実施するに当たって、国による産地市場からの漁獲情報を即時収集する体制を構築していただいた上で、漁獲の積み上がりに伴うアラートの発出を含む国の御指導を、是非、お願いしたいと思っております。

以上、私の方から報告させていただきます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、何か御質問等ございましたらよろしくお願いいたします。

釜石特別委員。

○釜石特別委員 全日本海員組合の釜石でございます。御説明ありがとうございました。

報告事項ということですので、二つ質問をお願いします。

まず一つは、赤塚室長の御説明で、魚市場に水揚げした数量の項目を限定されたと思う

んですけれども、それは魚市場に水揚げしてなくて、個々に船から卸売業者に販売がなされた場合は想定されているのかどうかというのを御質問させていただきます。

魚市場に水揚げされた、魚市場を通さないで水揚げした分はどうなるんだという話が残りますので、その部分はどういうふうに計算していくのか。

実際に今の報告、資料8の2ページのこの漁獲量は、魚市場にあくまで水揚げされた数量なのか、それともそれ以外のもも漁獲量としてここに数字として表れているのかというところをお伺いしたいというのが一つです。

それから、前回の資源管理分科会で質問させていただきました。小型するめいか釣りの漁獲している操業隻数というのを把握されていますか、と私は質問させていただきました、把握はしていません、という回答を頂いたんです。漁獲量、この赤字になっている数量、超過している部分、赤字になっているところが多分超過しているところだと思うんですけれども、こういった場合に超過した船は水産庁で把握できるのか。獲っている船が分からないのに、この船がいっぱい超過して獲っていましたというのを実際に限定できるのか。

それで、確実な資源管理はできるのか分からなかったので、その部分と2点について、教えていただければと思います。

以上でございます。

○山川分科会長 赤塚室長。

○資源管理推進室長 釜石特別委員、大変重要な指摘ありがとうございます。

一つ目の質問に回答する前により大きな話をさせていただきますと、数量の超過を防ぐための取組の大きな方向性は、「漁獲の大まかな数量」である漁獲量の概数を迅速に集めることです。

その上で、TAC管理においては「漁獲量」イコールTAC報告の数量であり、今回資料8でお示しした漁獲量というのはTAC報告の数字です。ただ、今、TAC報告の期限は陸揚げした日からその属する月の翌月10日までですので、即時性の確保というところとのバランスを取ることが難しいということになります。

そのため、特別委員の質問に対する直接の回答としては、産地市場を通さないで陸揚げされた分というのは、漁獲量の概数を迅速に集める取組の中では、これはもう目をつぶらざるを得ません。

○管理調整課長 前回ですか、そういう御質問があつて私の方から回答を差し上げたのは、把握していないということではなくて、公表していないという、小型するめいか釣りの隻

数ということで数字は持っておりますので、船としては都道府県知事許可制のこととも相まっておりますので、船としては特定されておりますので、御質問にあったように追いかけるのかということ言えば、事務的には追いかける体制になっているということです。

○釜石特別委員 承知しました。ありがとうございます。

承知していないと、私はお伺いしたもので、それができるのかとお伺いしたところです。

それから、赤塚室長、御回答ありがとうございました。ただやはり大枠で、資源管理でTAC設定をしているわけですから、EEZ内のTAC設定魚種の相対量が分からない中で、やはり特定の魚市場に水揚げした数値だけを追いかけるということになると、それが果たして正確性を求められるかという疑問符が付きますので、その辺のところを含めまして、今後の資源管理の手法の思案のしどころだと思っておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

以上でございます。

○山川分科会長 ほかにいかがでしょうか。

川原特別委員。

○川原特別委員 先ほど岩田委員からも御説明を頂きまして、ありがとうございました。

小型いか釣りの皆さんでいろいろと協議を重ねて、今後の対策をとるところで、すみません、ちょっと私が聞き逃してしまったような気がしますので確認させていただきたいのですが、一律400箱までというお話があったかと思えますけれども、これは各県という意味なのか、それとも日本全体をという意味なのか、そこだけ教えていただければと思います。

○岩田特別委員 全国です。全国の船が発泡スチロールで、5キロ換算で400ケースというふうな、そういうことです。

○川原特別委員 分かりました。ありがとうございます。

○山川分科会長 では、津田特別委員。

○津田特別委員 岩田委員の説明を聞いてすごく大変だったのだろうなと、そのとおり全国に2,000隻以上いる漁業者の皆さん、多分、いろいろな意見がみんなある中で、ここまできちんとまとめ上げたというのは、すごい大変だったのだろうなというところで、どうしても日本人というのは完璧主義者なので、100か0かみたいな議論になるところの中で、とにかく見切りでもいいから始めようみたいな、迅速にというところで、先ほど赤塚さん

からあった話とかは、僕はすごいうれしい、うれしいと言うと変かもしれないけれども、すごいなと思ったので、これからいか釣りの皆さんは今までやらなかったこととか、産地市場、ものすごい負担が増えると思うんですけれども、それも本当に資源回復のためにみんなで行おうと思っているところがあるので、是非、この真面目にやった人とか、一生懸命やった人が報われるような、水産の未来を作っていくっていただきたいなど、僕らも一員として作っていききたいなと思いますので、是非、そういったところでみんなで応援していくということを進めていけたらなと思います。ありがとうございます。感想でした。

○山川分科会長 日吉特別委員。

○日吉特別委員 この1枚のペーパーを見て、よく分かったことがありました。スルメイカの話は、テレビ局でもずっと大きなニュースになっていて、結果的には太平洋側の北の一部がちょっと獲れただけで、北海道も評価できなかった。まして富山も長崎も定置が主なのでごく私も心配して、定置の業界からはどうかしてくれという話、この場でも発言してくれという話がありましたけれども、結果的には全国に増えたという感じじゃないですよ。この1枚の感じだと。

でも、あれだけ国民まで知るような大きなニュースになっていて、このことはやはり身にしみなきゃいけないし、北の方の一部の海域だけでどっと増えただけで、全国的にはそんな増えていないんじゃないかなと思うところです。

先ほど岩田さんの話を聞いて、小いかの人たちについては、以前は三浦さんもここで討議してくれたように、情報が遅いからといって配分の量が少なかったりしたこともありますがけれども、2,000隻の船を、今、津田さんにも指摘していただきましたけれども、大変なことだと思います。

ましてこの人たちは、沿岸のコミュニティーを支えている人たちです。どうか国としても小いかの人に対しては配慮をお願いしたく思います。

以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

中島特別委員。

○中島特別委員 前回の資料でもお示しされていたのかもしれませんが、目安数量を超えた漁獲量、これは最近も積み上がっているんですか。2月、3月というのは。

○資源管理推進室長 全体ですと、前回お示ししたのが2月12日時点の数字でして、そこから200トン弱積み上がっている状況になります。内訳は青森、岩手、宮城の3県を中心

に積み上がったというよりは、他の「現行水準」の府県で細々積み重なったものと承知しております。

○中島特別委員 ありがとうございます。

言いたいことは、目安数量として「現行水準」、これでやるということは、それ以上に漁獲を増やさないとというのがもう大前提ですよ。それがこれだけ積み上がってきている。だからここまで積み上がってきたこと自体どうなのかというのは、やはり検証する必要があると思っています。

それとこういう事態になって思い出すのは、いらんことを言いますけれども、マスコミ等の今年の論調を見てみますと、資源を管理するために我々資源管理分科会でこういう議論をやっているのに、それが悪いことだというような論調もあったように私は感じています。私も特別委員として応援もしますし、水産庁としては毅然とした態度で、資源管理をやっていただきたい。我々は漁業者のためにやっているんですから、漁業者、それから加工業者のためにやっているんだから、そこのところはやはり皆さんに理解していただきたいなと思います。

今日、マスコミの方がおられるかもしれませんが、論調がそういうふうに私は感じましたので、ちょっと一言です。

それと水産庁にお願いなんですけれども、そういうところで毅然とした態度でお示ししていただきたいということと、やはり確かに1番は加工業者、それから仲買人、こういった方々を背後に抱えています。現実問題として、今、日本海は揚がっていないんですよ、揚げられないから。だからかなり加工業者の方も仲買人の方も困っています。漁業者ももちろんです。

ですから、来年の管理年度については、期間を分けてということになっていますので、その辺は期待しておりますけれども、そういうのも含めて、うまい具合に回るように、かつ研究、これを引き続きやっていただきたいとそういうふうに感じていますので、よろしくお願いいたします。

○山川分科会長 御意見を頂いたということで、よろしくお願いいたします。

青木委員。

○青木委員 青木です。

先ほど市場を通す、通さないという話のときに、通さない分の数字も分かっているということだったんですけれども、大まかでどのぐらいの割合なのかなというふうな疑問を持

ちました。まず、それが1点目です。

○資源管理推進室長 今回の漁獲量の概数の迅速把握の取組の中で見えてくるものがあると思います。これまで我々この令和7管理年度においてTAC報告のデータに基づいていろいろなものやってきましたけれども、法律に基づく報告ですから、市場外、市場内にかかわらずいただくものです。今回、迅速に漁獲量の概数を把握するために市場関係者の協力を得て取り組むことから、そこで得たものは、水産政策審議会に機会を捉えて情報提供してまいりたいと思います。

○青木委員 分かりました。すみません、勘違いしていました。

それで、その上で迅速化の報告をしていくと、去年あったような小いかの人たちがほかの魚種に比べて、追加を半分ぐらいしかもらえないという、同じ管理方針をするわけではないと思うんですけども、その差は今後なくなるという理解を水産庁さん側ではしているのでしょうか。

○資源管理推進室長 まず、令和8管理年度の運用といたしましては、留保の数量はTAC超過のリスクに対するバッファーとして最低限にするということ、また、これに伴い「75%ルール」は、使わないこととしたところです。

その上で、まさにこういった取組によって、小型するめいか釣り漁業においても同じような状況になります。それはやはり限られた数量の中で、管理を適確に実施していくために、やはり漁獲量をしっかりとモニタリングしていくというのは大事なことです。そういうことを期待するところです。

○青木委員 分かりました。これだけ努力してもらっているんで、その方針に賛同いたします。

○山川分科会長 あとウェブから東村委員が挙手しておられるということですので、東村委員、よろしく願いいたします。

○東村委員 令和8管理年度のTAC設定は済んでいますね。そのときに御説明があったのだと思いますが、再確認させてください。

今回、目安数量を超えた、特に大幅に超えている青森、岩手、宮城と名指ししますが、こうした県の割当ては、令和8管理年度はどういうふうになっているのでしょうか。根拠等があれば教えていただければと思います。よろしく願いします。

○山川分科会長 赤塚室長。

○資源管理推進室長 青森県、岩手県、及び宮城県への配分につきましては、直近3か年

の漁獲実績のシェアの平均値を使いますし、それは配分数量を明示する他の都道府県と同じ期間、令和7管理年度の数字ではなくて、それより前の数字を使うことになります。

以上です。

○山川分科会長 ほかにいかがでしょうか。

では、特にございませんでしたら、続きまして国の留保からの配分等について、事務局から説明をよろしく願いいたします。

○資源管理推進室長 資源管理推進室長です。

資料9をお願いいたします。

先ほど資料7において、クロマグロについて報告をしましたが、今度はクロマグロ以外のTAC資源の数量変更についての報告となります。

前回の水産政策審議会から、数量変更が行われたTAC資源は、するめいかだけでした。具体的には、令和8年3月9日付けで、北海道から鳥取県に対して100トンを融通したことに伴う都道府県漁獲可能量の変更につきまして、今日報告させていただきます。

以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御質問等はございますでしょうか。

特にないようですので、続きまして、その他に移りたいと思います。

何か委員の方からございますでしょうか。

藪田委員。

○藪田委員 ここの議題ではないことは重々承知の上なんですけれども、重油、それから軽油に関して極めて厳しい状態が続いております。地元の御前崎港でもシラス漁が解禁になったんですが、油を積むことが満足にできずに操業を控えるような事態にもう陥ろうとしています。

各漁業者さん、同じような状況だと思いますので、重油が漁船にしっかり行き渡るように、水産庁さんの御協力を是非お願いしたいと思います。

○山川分科会長 よろしく願いいたします。何かコメントはございますでしょうか。

○資源管理部長 今の状況を受けて、いろいろなところで、これは漁業に限らず、ということだと思いますけれども、油が入手できない、あるいは高騰している、という問題がございます。

もちろん、漁業だけ特別扱いしてくれ、というわけにもなかなかいかないですし、要は、

操業して、その先。揚げた後、運ぶだとか冷蔵庫に入れるとか、そういったところがうまくいっていないのに揚げるだけ揚げてもしようがないので、それは、いろいろな、社会全体というところの中で考える必要があると思いますけれども、当然、我々の立場では、漁業をどうやって続けられるようにするのか、というところがありますので、そこは現場の状況も踏まえながら、対応について検討してまいりたいと思います。

○山川分科会長 ほかにその他ございますでしょうか。

ではよろしいでしょうか。

では、特にないようでしたら、次回会合の日程について事務局から御案内をお願いいたします。

○漁獲監理官 次回の資源管理分科会につきましては、5月に開催予定としております。

詳細につきましては追ってお知らせしたいと思います。

以上です。

○山川分科会長 以上で、本日予定しておりました議事につきましては、これで全て終了いたしました。

これをもちまして、本日の資源管理分科会を終わらせていただきます。

長時間にわたり審議していただき、大変お疲れさまでございました。どうもありがとうございました。